

平成25年1月17日

規則第1号

(趣旨)

第1条 この規則は、熊本市ふれあい広場条例（平成24年条例第124号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(使用手続)

第2条 条例第3条の規定により熊本市ふれあい広場（以下「広場」という。）のパークゴルフ場及び附属設備を使用しようとする者（競技会、講習会等で使用しようとする者を除く。）は、使用の当日、熊本市ふれあい広場使用受付簿（様式第1号）に所定の事項を記載しなければならない。

2 前項の規定により同項に規定する受付簿に所定の事項を記載した者は、当該受付簿に記載した事項及び使用料の納付（第8条ただし書の適用がある場合にあっては、その旨）について市長の確認を受けることにより使用の許可を受けたものとみなす。ただし、使用を開始しなかった場合は、この限りでない。

3 条例第3条の規定により広場の自由広場を専用使用しようとする者又はパークゴルフ場及び附属設備を競技会、講習会等で使用しようとする者は、熊本市ふれあい広場使用許可申請書（様式第2号）を市長に提出しなければならない。

4 前項の申請書の受付は、使用日の属する月の前々月の初日から使用日の前日まで行うものとする。ただし、市長が特に必要があると認めた場合は、この限りでない。

5 市長は、第3項の申請書を審査し、広場の施設等の使用を許可したときは、熊本市ふれあい広場使用許可書（様式第3号）を当該申請者に交付するものとする。

（平成25規則69・一部改正）

(使用中止の届出)

第3条 広場の施設等の使用許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、使用開始前に使用を取りやめるときは、熊本市ふれあい広場使用中止届（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

2 前項に規定する届は、使用開始前までに提出しなければならない。

(使用許可変更の申請)

第4条 使用者は、使用開始前に広場の使用許可に係る事項を変更しようとするとき

は、熊本市ふれあい広場使用許可変更申請書（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

2 前項に規定する申請書は、使用日前7日までに提出しなければならない。ただし、市長が特に必要があると認めたときは、この限りでない。

3 使用者は、使用許可の変更後の使用料が既納の使用料を上回るときは、使用許可の変更後の使用料から既納の使用料に相当する額を控除した額を次条の規定による許可を受けた際に納めなければならない。

（使用変更許可書の交付）

第5条 市長は、前条の規定による変更申請に相当の理由があると認め、当該変更申請を許可したときは、熊本市ふれあい広場使用変更許可書（様式第6号）を使用者に交付するものとする。この場合において、市長は、必要な条件を付することができる。

（使用許可の取消し等）

第6条 市長は、条例第5条第1項の規定により広場の施設等の使用の許可を取り消し、又は使用の停止を命ずるときは、熊本市ふれあい広場使用許可取消（停止）通知書（様式第7号）を使用者に交付するものとする。

（附属設備の使用料）

第7条 広場の附属設備の使用料は、別表に定めるとおりとする。

（使用料の納付）

第8条 使用者は、使用許可の際、使用料の全額を納付しなければならない。ただし、市長が特に認めたときは、この限りでない。

（使用料の還付）

第9条 条例第7条ただし書の規定により使用料の還付を受けようとする者は、熊本市ふれあい広場使用料還付申請書（様式第8号）を市長に提出しなければならない。

2 還付を受けられる使用料の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 条例第7条第1号又は第3号に該当するとき 既納使用料の全額

(2) 条例第7条第2号に該当する場合であってその旨を使用日前7日までに届けたとき 既納使用料の全額

(3) 条例第7条第2号に該当する場合であってその旨を使用日前6日から使用開

始前までの間に届け出たとき 既納使用料の額から使用料（条例第 7 条第 4 号に該当する場合にあっては、利用料金）の 5 割に相当する額を控除した額

(4) 条例第 7 条第 4 号に該当するとき 既納使用料の額から利用料金の額を控除した額

(休場日)

第10条 広場の休場日は、次のとおりとする。ただし、市長が必要と認めるときは、これを変更し、又は臨時に休場することができる。

(1) 戸島ふれあい広場にあつては水曜日（当該水曜日が休日（国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日をいう。以下同じ。）に当たるときは、その日後においてその日に最も近い休日でない日）、扇田ふれあい広場にあつては木曜日（当該木曜日が休日に当たるときは、その日後においてその日に最も近い休日でない日）

(2) 1 2 月 2 9 日から翌年 1 月 3 日まで

(供用時間の範囲)

第11条 広場の施設等を使用できる時間は、午前 9 時から午後 5 時までとする。ただし、5 月 1 日から 8 月 31 日までの期間は、午前 9 時から午後 7 時までとする。

2 前項の規定にかかわらず、市長が特に必要があると認めるときは、使用できる時間を変更することができる。

3 条例別表第 1 の単位区分には、準備、練習、物品の搬入等使用に必要な一切の時間を含むものとする。

(特別な設備の許可)

第12条 条例第 9 条ただし書の規定により、使用者が広場に特別な設備を設置しようとするときは、熊本市ふれあい広場特別設備許可申請書（様式第 9 号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請について適当と認めたときは、熊本市ふれあい広場特別設備許可書（様式第 10 号）を使用者に交付するものとする。

(毀損滅失届)

第13条 使用者は、広場の施設等を毀損し、又は滅失したときは、熊本市ふれあい広場施設等毀損（滅失）届（様式第 11 号）を市長に提出しなければならない。

(遵守事項)

第14条 広場を使用する者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 所定の場所以外で飲食し、喫煙し、又は火気を使用しないこと。
- (2) 施設内で物品を展示し、販売し、又はこれらに類する行為をしないこと。ただし、市長が特に認めた場合は、この限りでない。
- (3) 使用許可を受けない施設（当該施設の使用につき許可を受ける必要がある場合に限る。）及び附属設備を使用しないこと。
- (4) 他人に危害を及ぼし、又は迷惑となる物品等を携帯しないこと。
- (5) 広場を損傷し、又は汚損しないこと。
- (6) 入場者の秩序を維持するために必要な整理員を置くこと（自由広場の専用使用をする者に限る。次号及び第8号において同じ。）。
- (7) 条例第8条の規定に該当する者の入場を拒否し、又は退場を命ぜられた者を退場させること。
- (8) 使用開始前に広場職員との打合せを十分に行うこと。

（平25規則69・一部改正）

（指定申請書に添付する書類）

第15条 条例第16条第1項に規定する規則で定める書類は、次のとおりとする。

- (1) 収支予算書
- (2) 当該団体の定款又は寄附行為の写し及び登記事項証明書（法人以外の団体にあつては、当該団体の目的、組織、運営等を明らかにした会則、規約その他の書類）
- (3) 当該団体の前事業年度の貸借対照表、損益計算書、利益処分に関する書類及び財産目録（これらの書類を作成する義務がないものにあつては、これらに類する書類）
- (4) 市税滞納有無調査承諾書
- (5) 都道府県労働局等が発行する労働保険料に係る納付証明書
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（利用料金の承認の申請）

第16条 指定管理者が利用料金の承認を受けようとするときは、市長が必要と認める書類を添えて、市長に申請しなければならない。

（利用料金の納付）

第17条 利用料金の納付については、第4条第3項及び第8条の規定を準用する。こ

の場合において、これらの規定中「使用料」とあるのは「利用料金」と、「市長」とあるのは「指定管理者」と読み替えるものとする。

(利用料金の後納)

第18条 条例第19条第4項ただし書の規定により後納とすることができる場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

- (1) 国又は地方公共団体が使用する場合
- (2) 国又は地方公共団体に準じる団体が使用する場合であって、市長が特に必要があると認めるとき。
- (3) 施設等の使用の際、附属設備に係る利用料金を新たに納付すべき事由が発生し、使用者が当該利用料金を前納することが困難と認められる場合

(利用料金の減免)

第19条 条例第19条第5項の規定により利用料金を減免することができる場合は、市長が別に定める基準に該当する場合とする。

- 2 前項の規定により利用料金の減免を受けようとする者は、指定管理者が別に定める方法により、指定管理者に減免の申請をするものとする。

(利用料金の還付)

第20条 条例第19条第6項ただし書の規定により利用料金の還付を受けることができる場合及びそれぞれの還付額は、次に定めるとおりとする。

- (1) 条例第7条第3号の規定により使用許可が取り消され、又は使用停止が命じられたことにより施設等の使用ができない場合は、既納利用料金の全額
- (2) 災害その他不可抗力により使用を中止し、又は使用することができない場合は、既納利用料金の全額
- (3) 使用者が使用開始前に使用を取りやめ、かつ、その旨を使用日前7日までに届け出た場合にあつては既納利用料金の全額、使用日前6日から使用開始前までの間に届け出た場合にあつては既納利用料金の額から利用料金（次号に該当する場合にあつては、改定後の利用料金）の5割に相当する額を控除した額
- (4) 利用料金の改定がなされた場合において、改定後の利用料金の額が改定前の利用料金の額を下回り、かつ、既納利用料金の額が改定後の利用料金の額を超えるときは、既納利用料金の額から改定後の利用料金の額を控除した額

- 2 前項各号の規定により利用料金の還付を受けようとする者は、指定管理者が別に

定める方法により、指定管理者に還付の申請をするものとする。

(協定に定める事項)

第21条 条例第20条第2項に規定する協定に定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 指定期間に関する事項
- (2) 管理業務の内容に関する事項
- (3) 事業計画に関する事項
- (4) 供用時間及び休場日に関する事項
- (5) 管理業務及び経理状況の報告等に関する事項
- (6) 事業報告書に関する事項
- (7) 本市が支払うべき管理に係る費用に関する事項
- (8) 指定の取消し及び管理業務の停止に関する事項
- (9) 管理業務を行うに当たって保有する個人情報の保護に関する事項
- (10) 事故及び損害の賠償に関する事項
- (11) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(雑則)

第22条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年9月20日規則第69号)

この規則は、平成25年10月1日から施行する。

別表 (第7条関係)

(平25規則69・一部改正)

附属設備使用料

区分	単位	1日の使用料
クラブ及びボール	1セット	100円
ミニサッカー用具 (戸島ふれあい広場に限る。)	1セット (ゴール2台及びボール2個)	100円
バドミントン用具 (戸島ふれあい広場に限る。)	1セット (ラケット2本及びボール2個)	100円

れあい広場に限る。)	シャトル1球)	
フライングディスク (ドッ デビー用) (戸島ふれあい 広場に限る。)	1セット (2枚)	100円

様式第1号（第2条第1項関係）

熊本市ふれあい広場使用受付簿

年 月 日 曜

[illegible]

様式第 2 号（第 2 条第 3 項関係）

熊本市ふれあい広場使用許可申請書	
年 月 日	
熊本市長（宛）	
住所（所在地）	
申請者 団体名等	
氏名（代表者氏名）	
連絡先 担当者氏名	
電話	
熊本市ふれあい広場の使用の許可を受けたいので、次のとおり申請します。 なお、使用に際しましては、熊本市ふれあい広場条例及び同条例施行規則並びにこれらに基づく指示に従うことを誓約します。	
施設名	
使用目的	
使用日時	年 月 日 曜 時 分～ 時 分
使用予定人員 （自由広場の場合）	人
使用者区分、人員等 （パークゴルフ場の場合）	一般 人 ・ 高校生以下 人 ・ 用具 セット
使用料	円
備考	

様式第3号（第2条第5項関係）

熊本市ふれあい広場使用許可書	
第 年 月 日 号	
住所（所在地）	
申請者 団体名等	
氏名（代表者氏名） 様	
熊本市長 印	
次のとおり熊本市ふれあい広場の施設の使用を許可します。 なお、使用に際しましては、熊本市ふれあい広場条例及び同条例施行規則並びにこれらに基づく指示に従ってください。	
施設名	
使用目的	
使用日時	年 月 日 曜 時 分～ 時 分
使用予定人員 （自由広場の場合）	人
使用者区分、人員等 （パークゴルフ場の場合）	一般 人 ・ 高校生以下 人 ・ 用具 セット
使用料	円
許可条件	
備考	

様式第4号（第3条関係）

熊本市ふれあい広場使用中止届	
年 月 日	
熊本市長（宛）	
住所（所在地）	
申請者 団体名等	
氏名（代表者氏名）	
連絡先 担当者氏名	
電話	
年 月 日第 号をもって許可のあった熊本市ふれあい広場の施設の使用について、次の理由により中止したいので届けます。	
施設名	
使用目的	
使用日時	年 月 日 曜 時 分～ 時 分
中止理由	
備考	
※事務処理欄	

※ 太枠内は、記入しないでください。

様式第 5 号（第 4 条関係）

熊本市ふれあい広場使用許可変更申請書				
年 月 日				
熊本市長（宛）				
住所（所在地）				
申請者		団体名等		
		氏名（代表者氏名）		
		連絡先 担当者氏名		
		電話		
年 月 日第 号をもって許可のあった熊本市ふれあい広場の施設の使用について、次のとおり変更したいので申請します。				
施設名				
変更事項	変更内容			
	変更前 (全て記載)		変更後 (変更部分のみ記載)	
使用目的				
使用日時				
使用予定人員 (自由広場の場合)	人		人	
使用者区分、人員等 (パークゴルフ場の場合)	一般 用具	人・高校生以下 セット 人	一般 用具	人・高校生以下 セット 人
使用料	円		円	
	既納額	返還金額	追加金額	
	円	円	円	
変更理由				
備考				
※事務処理欄				

※ 太枠内は、記入しないでください。

様式第 6 号（第 5 条関係）

熊本市ふれあい広場使用変更許可書		
第 年 月 日 号		
住所（所在地）		
申請者 団体名等		
氏名（代表者氏名） 様		
熊本市長 印		
年 月 日付けで申請のあった熊本市ふれあい広場の使用許可変更について、次のとおり変更を許可します。		
施設名		
変更事項	変更内容	
	変更前	変更後
使用目的		
使用日時		
使用予定人員 （自由広場の場合）		
使用者区分、人員等 （パークゴルフ場の場合）	一般 人・高校生以下 人 用具 セット	一般 人・高校生以下 人 用具 セット
使用料	円	円
許可条件		
備考		

様式第7号（第6条関係）

熊本市ふれあい広場使用許可取消（停止）通知書		
	第 年	号 月 日
住所（所在地）		
申請者	団体名等	
	氏名（代表者氏名） 様	
	熊本市長	印
年 月 日第 号をもって許可した熊本市ふれあい広場の施設の使 用について、次の理由により取消し（停止）することを通知します。		
理由		

様式第 8 号（第 9 条関係）

熊本市ふれあい広場使用料還付申請書	
年 月 日	
熊本市長（宛）	
住所（所在地）	
申請者 団体名等	
氏名（代表者氏名）	
連絡先 担当者氏名	
電話	
年 月 日第 号をもって許可のあった熊本市ふれあい広場の施設の 使用について、次の理由により使用できませんので、使用料の還付を申請します。	
使用日時	年 月 日 曜 時 分～ 時 分
納付日	年 月 日
既納使用料	円
不使用の理由	
※事務処理欄	

※ 太枠内は、記入しないでください。

様式第9号（第12条第1項関係）

熊本市ふれあい広場特別設備許可申請書	
年 月 日	
熊本市長（宛）	
申請者	住所（所在地） 団体名等 氏名（代表者氏名） 連絡先 担当者氏名 電話
熊本市ふれあい広場の施設の使用について、特別の設備をしたいので、次のとおり申請します。	
設置場所	
設置日時	年 月 日 曜 時 分～ 時 分
特別設備の理由	
特別設備の概要 (名称・形状・寸法・その他)	
※事務処理欄	

※ 太枠内は、記入しないでください。

様式第 1 0 号（第 1 2 条第 2 項関係）

熊本市ふれあい広場特別設備許可書	
第 年 月 日 号	
住所（所在地）	
申請者 団体名等	
氏名（代表者氏名） 様	
熊本市長 印	
年 月 日付けで申請のあった熊本市ふれあい広場の施設の特別設備について、次のとおり許可します。	
設置場所	
設置日時	年 月 日 曜 時 分～ 時 分
特別設備の理由	
特別設備の概要 (名称・形状・寸法・その他)	

様式第 1 1 号（第 1 3 条関係）

熊本市ふれあい広場施設等毀損（滅失）届	
年 月 日	
熊本市長（宛）	
住所（所在地）	
申請者 団体名等	
氏名（代表者氏名）	
連絡先 担当者氏名	
電話	
熊本市ふれあい広場の施設等を次のとおり毀損（滅失）したのでお届けします。 つきましては、熊本市ふれあい広場条例第 1 4 条の規定に基づきご指示の方法によりその損害を賠償します。	
毀損（滅失）した日時	年 月 日 時 分
毀損（滅失）した箇所又は物品	
毀損（滅失）した内容又は程度	
処理状況	
備考	

※ 太枠内は、記入しないでください。

様式第1号（第2条第1項関係）

（平25規則69・一部改正）

様式第2号（第2条第3項関係）

様式第3号（第2条第5項関係）

様式第4号（第3条関係）

様式第5号（第4条関係）

様式第6号（第5条関係）

様式第7号（第6条関係）

様式第8号（第9条関係）

様式第9号（第12条第1項関係）

様式第10号（第12条第2項関係）

様式第11号（第13条関係）